

健康福祉委員会資料

(消防局関係)

所管事務の調査（報告）

- 1 緊急消防援助隊活動拠点の整備状況について（P 1～P 4）
- 2 川崎市火災予防条例の一部改正に係るパブリックコメント手続の実施について（P 5～P10）

～緊急消防援助隊活動拠点の整備状況について～

1 整備目的

東日本大震災の派遣教訓を踏まえ、大規模災害時に緊急消防援助隊の速やかな受入れ体制を確立し、迅速な消火、人命救助活動等が行われるよう、受入施設としての機能強化を図り、市域の被害拡大を最小限に収めるための重要な防災拠点として整備することを目的としております。

2 案内図

図 1



地図データ : Google

3 建物概要

- | | |
|----------|-------------------------|
| (1) 所在地 | 川崎市宮前区犬蔵 1-10-2 |
| (2) 建築構造 | 鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造 |
| (3) 建築規模 | 地上 2 階建て |
| (4) 建築面積 | 1,924.26 m ² |
| (5) 延べ面積 | 2,255.55 m ² |
| (6) 高さ | 約 14 m |
| (7) 各フロア | 図 3、4 参照 |

4 完成予定

- | | |
|-------------------|------------------------------------|
| (1) 平成 27 年 12 月末 | 一部工事完成 |
| | 仮使用範囲 : 体育室、空気充填所、屋外トイレ (図 3、4 参照) |
| (2) 平成 28 年 2 月末 | 全体工事完成 |

5 機能強化事項

表 1

強化事項	施設名等	強化内容	場所
災害対策本部 又はその補完機能	指揮作戦室	ヘリテレ受信装置の設置	2F
		情報収集用TVの新設	
		パソコンの新設	
	作戦調整室	新設	2F
通信室	消防救急無線機の新設	2F	
	外線電話の回線増設		
ベースキャンプ機能	体育室	体育室拡充	1F
	グラウンド	グラウンド整備	屋外
	シャワー室	女性用シャワーの新設	1・2F
応急救護機能	救護室	新設	1F
	備蓄倉庫	医薬品の備蓄倉庫の新設	1F
備蓄物資供給機能	自家用給油取扱所	新設	外
	空気充填所	拡充及び充填機能の強化	1F
	備蓄倉庫	食料・資機材の備蓄倉庫の新設	1F
その他	屋外トイレ	新設	1F
	マンホールトイレ	新設	屋外
	照明設備	増設	全体
	自家発電設備	新設	—

6 今後のスケジュール

- 1 2月下旬 体育室、空気充填所、屋外トイレの完成（仮使用）
- 1 月上旬 宮前区消防出初式の式典会場として使用
- 1 月中旬 既存屋内訓練所（体育館）の解体開始
- 2 月下旬 仮使用部分以外の各部屋、自家用給油取扱所等の完成
緊急消防援助隊活動拠点新築工事完了
- 3 月上旬 備品及び備蓄資機材の受入
- 3 月下旬 既存屋内訓練所（体育館）の解体終了
- 4 月上旬 緊急消防援助隊活動拠点として運用開始

7 名称変更

「川崎市消防総合訓練場」を市民に馴染みやすいイメージにするため、今回の緊急消防援助隊活動拠点整備を契機に名称を次のとおり変更します。

表 2

新名称	旧名称
川崎市消防訓練センター	川崎市消防総合訓練場

8 消防訓練センター内における今後の整備計画

図 2

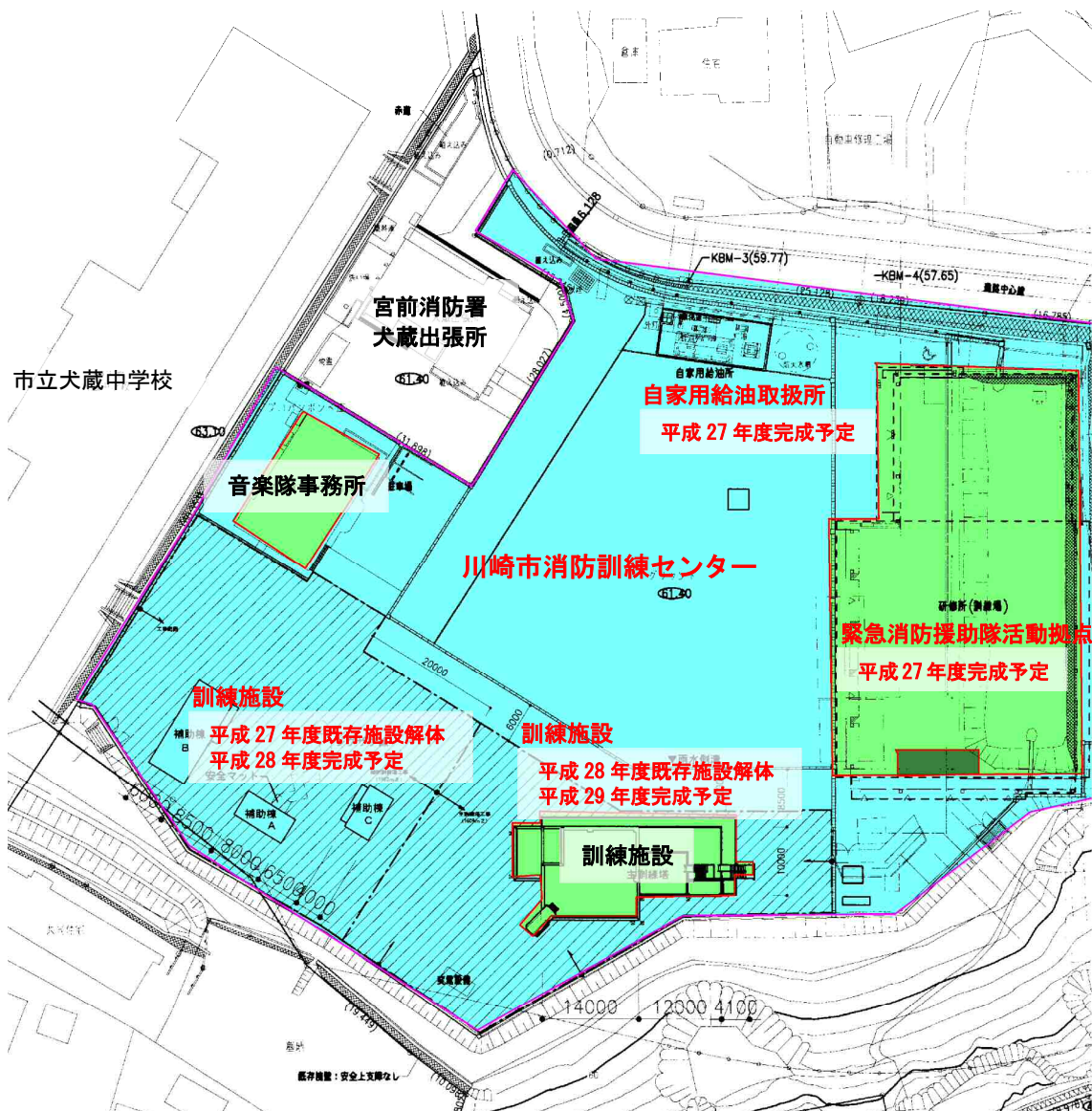


表 3

平成 27 年度	平成 28 年度～平成 29 年度	
緊急消防援助隊活動拠点整備 (旧屋内訓練所解体)	訓練施設整備 (旧訓練塔解体)	訓練施設整備

緊急消防援助隊活動拠点のフロア図

図 3

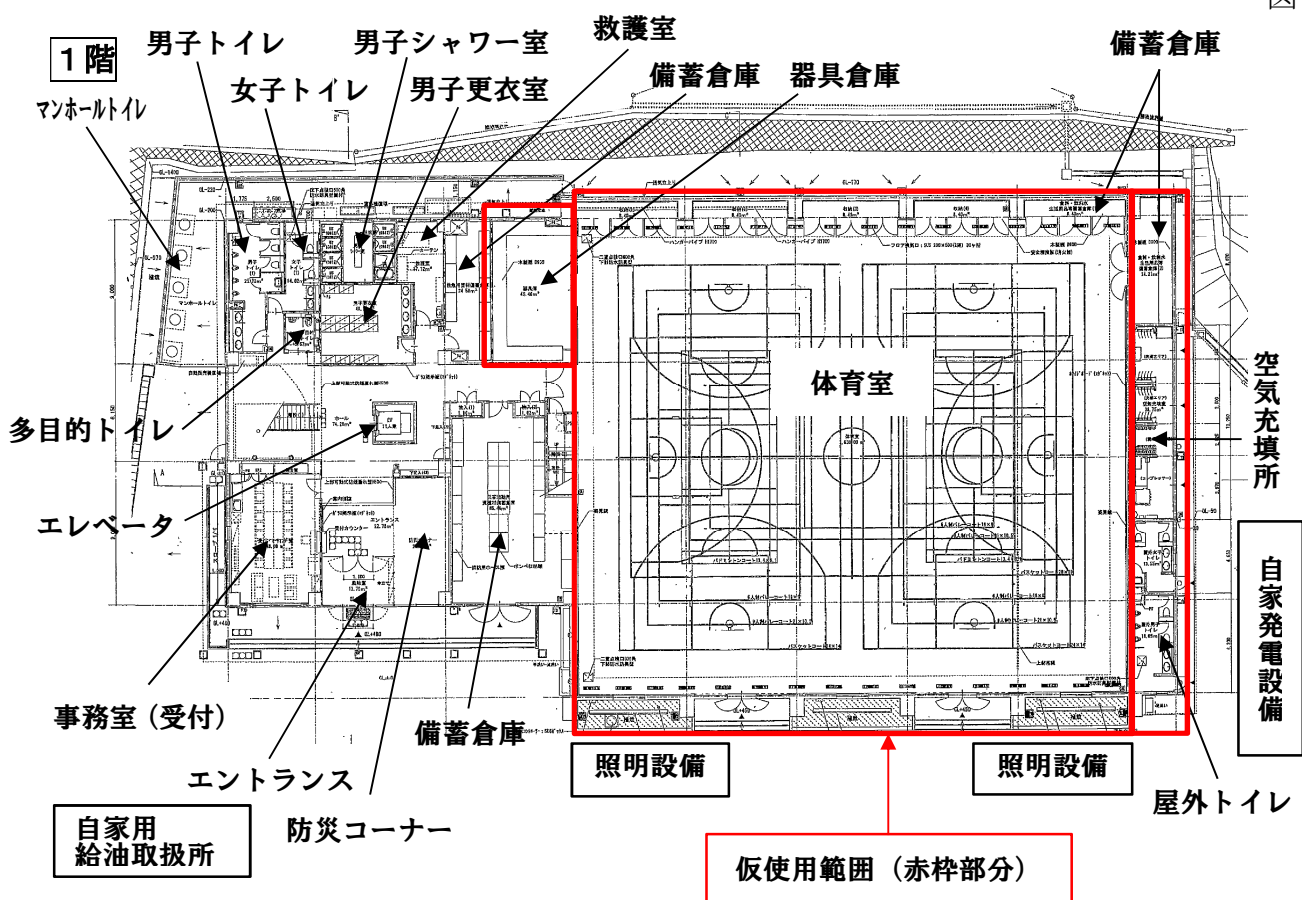
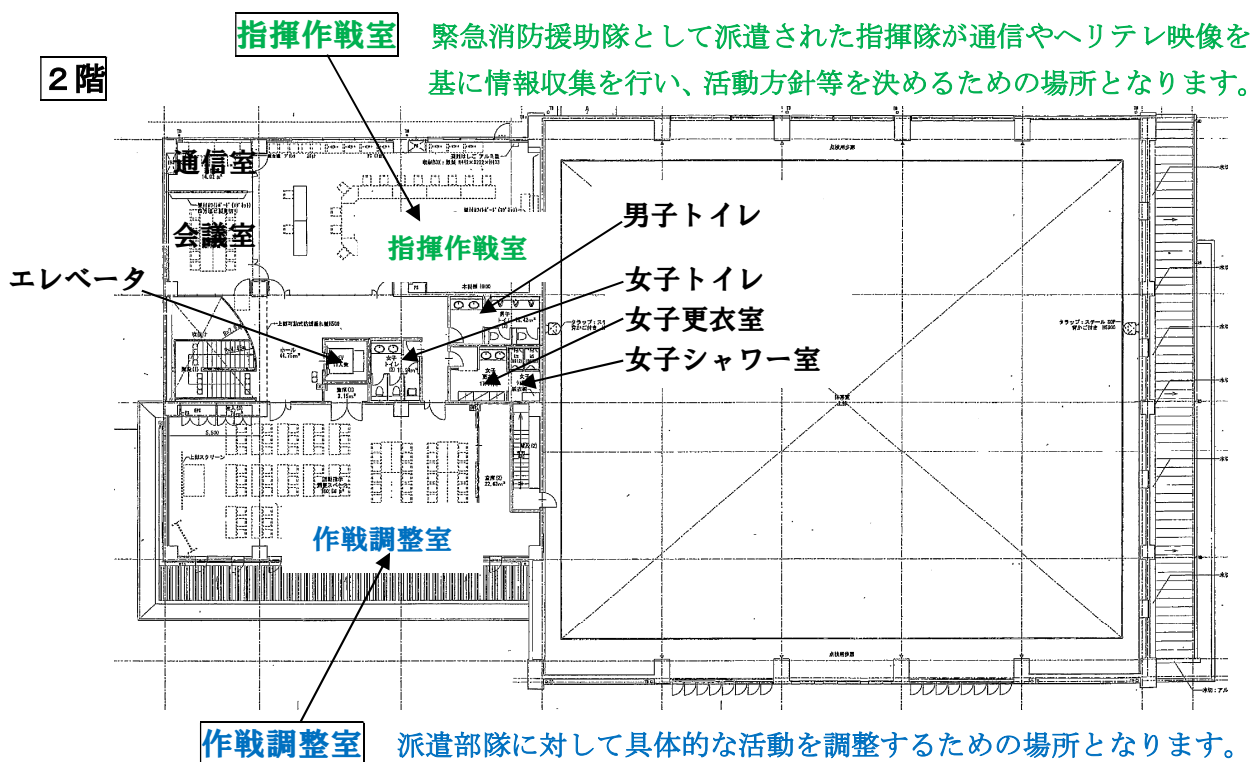


図 4



＜市民の皆様から御意見を募集します＞

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する川崎市火災予防条例の一部改正について

家庭用ガス調理機器に「ガスグリドル付きこんろ」が新たに追加されたこと及び電磁誘導加熱式調理器（IH調理器）の技術向上により、最大入力値が拡大（定格消費電力が増加）されたことに伴い、市場に流通してきた状況を踏まえ、安全性の確保のため「川崎市火災予防条例」（昭和48年条例第36号。）の一部改正を検討していますので、広く市民の皆様の御意見をお伺いします。

改正案の概要は、川崎市消防局、区役所、かわさき情報プラザ、ホームページ等で御覧いただけます。

1 意見募集の期間

平成27年12月14日（月）から平成28年1月15日（金）まで
※郵送の場合は、平成28年1月15日（金）付けの消印まで有効です。

2 関連資料の閲覧場所

- (1) 川崎市消防局予防部予防課（消防局総合庁舎7階）
- (2) 情報プラザ（市役所第3庁舎2階）
- (3) 各区役所（市政資料コーナー）
- (4) 川崎市公式ホームページ

3 意見の提出方法

次のいずれかの方法により、住所、氏名（団体の場合は、名称及び代表者の氏名）及び連絡先を明記の上、別紙（意見書）を用いて、御意見を提出してください（その他の形式により、御提出いただいても構いません。）。

(1) 郵送・持参

宛先 〒210-8565 川崎市川崎区南町20番地7
川崎市消防局予防部 宛（消防局総合庁舎7階）

(2) FAX

FAX番号 044（223）2795（川崎市消防局予防部）

(3) 電子メール

川崎市ホームページにアクセスの「意見公募（パブリックコメント）」のページにアクセスし、ホームページの案内に従って、専用フォームを御利用ください。

《注意事項》

- 御意見に対する個別回答はいたしませんので、御了承ください。
- 記載頂きました個人情報については、提出された御意見の内容を確認する場合には利用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理されます。
- 御意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。
- 電話や口頭での御意見の提出は、御遠慮願います。
- 条例改正時期については、年度内を予定しております。

4 問合せ先

改正内容については、

川崎市消防局予防部予防課 電話番号：044（223）2707

意見書

題名	対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する川崎市火災予防条例の一部改正について		
氏名 (団体の場合は、 名称及び代表者名)			
電話番号		FAX番号	
住所 (又は所在地) *区名まで			
意見の提出日	平成 年 月 日	枚数	枚(本紙を含む)

政策等に対する意見

--	--	--	--

- お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしませんので御了承ください。
- 記載していただいた個人情報は、提出された意見の内容を確認する場合に利用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理されます。
- 御意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。

提出先

部署名	消防局予防部予防課		
電話番号	044-223-2707	FAX番号	044-223-2795
住所	〒210-8565 川崎市川崎区南町20番地7		

～対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いについて～

川崎市火災予防条例の一部改正（案）の概要

1 改正の背景・目的

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）の施行後10年以上が経過し、当初想定していなかった設備及び器具が流通してきたことから、それらへの対応を図るため、上記省令の一部を改正する省令（平成27年総務省令第93号）が公布され、これに伴い、当該設備及び器具に係る離隔距離に関する規定を整備するなど、火災予防条例（例）（昭和36年11月22日付け自消甲予発第73号）の改正が行われました。

このことを受け、安全性の確保のため、「ガスグリドル付きこんろ」を新たに追加すること等について、本市の火災予防条例（昭和48年条例第36号。以下「条例」という。）を改正するものです。

2 改正（案）の概要

条例の別表3に規定されている内容について、次のとおり所要の整備を行うものです。

(1) ガスグリドル付きこんろについて（参考資料参照）

ア 家庭用ガス調理機器のJIS規格に「ガスグリドル付きこんろ」が追加され、市場に流通してきた状況を踏まえ、グリドル付きこんろに係る離隔距離について、別表第3に追加するものです。

イ 離隔距離については、現行、別表第3において規定されているこんろ及びグリドル付きこんろと同様の離隔距離とすることを規定するものです。

(2) 電磁誘導加熱式調理器について

ア 電磁誘導加熱式調理器の機器については、最大入力値が5.8kW（1口当たりの最大入力値3.3kW）の機器が流通している状況を踏まえ、最大入力値が5.8kW以下（1口当たりの最大入力値3.3kW以下）である電磁誘導加熱式調理器及びその複合品に係る離隔距離について、別表第3に追加するものです。

イ 離隔距離については、現行、別表第3において規定されている電磁誘導加熱式調理器及びその複合品と同様の離隔距離とすることを規定するものです。

※ 離隔距離とは、可燃物等との間に設けるべき、火災予防上安全な距離として定められている距離です。

3 公布日（案）

平成28年3月中とします。

4 施行日（案）

平成28年4月1日とします。

対象火気設備等技術基準検討部会報告書抜粋

ガスグリドル付こんろに係る離隔距離の検討

家庭用ガス燃焼機器の J I S 規格に「ガスグリドル付こんろ」が新たに追加される予定であり、今後、ガスこんろの下部にガスグリル（魚焼き器）ではなく、「ガスグリドル」を備えた家庭用ガス機器が市場に多数流通することが予想される。このため、可燃物等までの離隔距離を定める省令別表において定めるべきガスグリドル付こんろに係る離隔距離について検討する。

図 1-1 ガスグリドル



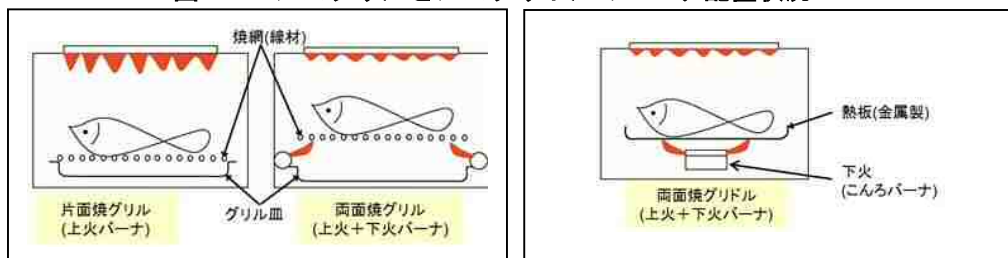
図 1-2 ガスグリル付こんろとガスグリドル付こんろ



ガスグリル付こんろ

ガスグリドル付こんろ

図 1-3 ガスグリルとガスグリドルのバーナ配置状況



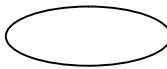
ガスグリル

ガスグリドル

電磁調理用機器の離隔距離

電磁調理用機器の種類			離隔距離 (cm)			
電気調理用機器 (電気)		入力	上方	側方	前方	後方
電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導過熱式調理器 (こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの)	不燃以外	5.8キロワット以下 (1口当たり3.3キロワット以下)	100	2	2	2
	不燃	5.8キロワット以下 (1口当たり3.3キロワット以下)	80	0	—	0

離隔距離 (ガスこんろの設置例)

離隔距離：各種こんろと周囲の可燃物等との間に設ける、火災予防上安全な距離 ( で囲んでいる数字 (cm))

